

第3章 札幌市の配偶者暴力対策の方向性

1 被害者が安全・安心・癒しを確保し、生活を再建するための支援

(1) 相談機能の充実

被害者から寄せられる相談は、「自分の話を聞いて欲しい」、「どうしたら良いかわからない」、「方向性は見えていても判断に迷っている」、「第三者の意見が聞きたい」などが多く、こうした問いかけに対する問題の整理、情報提供が相談窓口の大きな役割となる。

被害者が置かれている状況としては、例えば、小さな子どもがいる、加害者の監視がある、金銭の自由がないなど、行動が制限される場合が多く、また、暴力被害を自覚していても、その第一歩となる行動に踏み出せないなど、なかなか相談機関に行けない被害者も多い。このため、さまざまな状況に置かれた被害者の利便性、経済性に考慮して、加害者がいない際に電話をしたり、相談に行きやすい、身近な場所あるいは交通至便な場所での相談窓口の充実を図るべきである。

市内における平日の相談窓口としては、札幌市関係では各区保健福祉部の「母子・婦人相談」、札幌市男女共同参画センターの「男女の人権相談」等、北海道関係では北海道立女性相談援助センター等、警察関係ではDV被害相談窓口及び各警察署、国では女性の人権ホットライン(法務省)、民間では札幌弁護士会法律相談センター、北海道被害者相談室、駆け込みシェルター運営委員会等があり、また、夜間や休日は北海道立女性相談援助センター、札幌市緊急一時保護施設がDVに関する緊急時の相談を受けていて、一応24時間体制となっているが、各相談機関がそれぞれ独自に対応していて連携が十分でない。

このため各相談窓口では、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、その状況、緊急度などに応じ的確に判断し適切な支援機関につなぐための必要な知識・情報をアドバイスができるよう相談員の資質の向上に努め、不適切な対応によるさらなる被害(二次被害)を防止するとともに、センター機能を有する窓口では、被害者の相談から自立に至るまでの全体を把握し、コーディネートできる職員の配置を目指す。さらに、相談機関同士の情報の共有をはじめとした連携強化を図るなど、一次的対応機関としての相談機能を充実させていくべきである。

〔基本的な対策〕

- ① 相談時間の拡充
- ② 相談機関同士の連携強化(情報の共有化、合同研修)
- ③ 相談窓口職員の資質を向上し的確な対応のための研修
- ④ DV相談担当員用マニュアルの作成
- ⑤ 被害者の相談から自立までの全体をコーディネートする機関の設置及び職員の配置

(2) 一時保護機能の充実

被害者が緊急に避難する必要が生じたときの一時保護施設としては、北海道立女性相談援助センター、札幌市緊急一時保護施設及び駆け込みシェルター運営委員会の3施設があり、相談窓口や各施設間で連携を図りながら、一時保護していたところである。しかしながら、必ずしも円滑な対応がなされていない事例もあることから、さらなる一時保護システムの充実について検討を進めるべきである。その場合、それぞれの施設は被害者の安全が確保されるように配慮する必要がある。

また、一時保護施設の役割はDV対策の中では重要で、人的な触れ合い、心のケアなど被害者のニーズに対応した施設運営や長期間にわたる支援など今後は柔軟な運営が望まれるところである。一方、施設の運営は昨今の景気及び財政状況を反映し、公的施設ならびに民間施設双方とも大変厳しいものがあり、運営そのものに苦慮しているところである。したがって、今後は、民間機関と公的機関の役割分担や協働体制の確立を急ぎ、「ヒト・モノ・カネ」の限られた資源を効率的に分配していくシステムを確立すべきである。

さらに、DVという問題の性質上、被害者が振るわれている暴力の状況によって居住地からできるだけ離れた場所への避難が必要な場合がある。このため、市内のみならず、道内及び都府県も含めた一時保護のための施設を広域的に利用するシステムの確立に向けた検討をすべきである。

〔基本的な対策〕

- ① 被害者への各種サポート（医療・メンタル・法・行政手続・生活支援・住宅・連携等）体制の検討
 - ② 他地域機関との連携
 - ③ 一時保護中の子どもの教育と子ども向け各種サポート体制の検討
 - ④ 夜間体制の強化策の検討
 - ⑤ 被害者の視点に立った生活改善の検討
- (3) 自立支援機能の強化
- ア 継続的な心のケアと被害者の状況に応じた支援

被害者は、長期間にわたる暴力の影響から精神的・心理的な被害や影響を強く受けており、不安定になる場合が多く、住宅、子どもの就学、離婚問題など身の回りに生じる諸問題の解決に手が回らないといった状況に陥りやすい。

また、保護命令（接近禁止など）を受けていない場合には加害者が徘徊するおそれもあるなど、精神的・心理的被害や影響の回復にはDVの状況をよく理解した心のケアが必要である。

重症な例としては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）^{*14}が起こったり、うつ病、パニック障害などと診断される場合もあることから精神科医等の治療が必要と思われる時には、受診の奨励、助言、さらには、医療

^{*14} PTSD(心的外傷後ストレス障害)

本人もしくは近親者の生命や身体保全に対する重大な脅威となる心的外傷的な出来事に巻き込まれたことにより生じる障害。

機関の紹介などの支援を行うべきである。

また、医療などの専門的なケアだけでなく、それを補完する機能として、身近な地域社会の中での長期的、継続的な支援が望まれる。そのため、被害者が日常生活で直面する様々な問題解決への手助けや助言が得られる体制の整備及び被害者が語り合える場、情報交換の場、癒しの場などの場の整備を図ることにより、地域から被害者とその家族を孤立させないような支援や長期的に見守る体制整備、当事者や仲間同士が相互にサポートするシステムなど自助共助を基本に関係機関等が連携し、活動しやすい場の提供や人的な支援を行う必要がある。

また、状況に応じた支援としては、まず、被害者に適応した総合的な観点からの自立に向けた支援プログラムの検討が必要である。その作成に当たっては、単身者である場合と子どもを抱えている場合では、支援の内容や方法が異なるとともに、疾病や飲酒、薬物などの問題を抱える被害者には、医療や保健面での支援を同時に進めるなど、被害者一人ひとりの状況を把握し、そのニーズに合わせる必要がある。

このため、支援に当たっては、被害の早期発見から被害者や子どもの心のケアなどを含め、被害者の状況に応じ、自立に向けた総合的かつ継続的な支援の体制を構築すべきである。

また、自立を長期的に支援するには、専門機関だけではなく、被害者のニーズに応じた支援を行うボランティア等の関わりも欠かせない。そのため、ボランティアには、DVや児童虐待の基礎的知識、対応のルールなどについて理解を深めてもらうことが必要である。

さらに、被害者が日常生活を送るうえで解決していかなければならないものとして、就業の促進、住宅の確保、生活保護をはじめとした援護、健康保険、国民年金、子どもの就学、住民票などの問題があるが、少しずつ改善されてきているとはいえ、現行制度のもとでは必ずしもDV被害者として利用しやすいものとなっていない。このため、これらの手続や制度の改善について、今後問題点を明らかにし、制度の改善に向けて国及び関係機関等へ要望すべきである。

[基本的な対策]

- ① 被害者への各種サポート（医療・メンタル・法・行政手続・生活支援・住宅・連携等）体制の検討
- ② 被害者個々に応じた支援プログラムを策定する体制の検討
- ③ 自立に向けた地域との連携体制の検討
- ④ 被害者同士が相互にサポートする自助グループの体制整備と支援体制の検討
- ⑤ 支援ボランティアの確保及び体制の検討
- ⑥ 各種現行制度の改善を国及び関係機関へ要望

イ 経済的・精神的自立に大きな意味をもつ就労支援

加害者と離婚した多くの被害者は、子どもを養育しながら自立しなければならないが、その多くは、技能や社会経験不足などから仕事が限られるとともに就労機会が少なく、また、就労しても、母子世帯の世帯年収は低く、経済的に自立するだけの収入が得られない場合が多い。

このため、被害者の就労を促進するために、就労の場の拡大と職業能力の開発・向上のための支援を今まで以上に行うべきである。また、求職に当たってのきめ細かな指導、助言、情報提供も必要である。札幌市では再就職を目指す女性、中高齢者を対象とした「就業サポートセンター」^{*15}や社会福祉総合センターの「母子家庭等就業支援センター」^{*16}などで就労支援を行っており、それらとの連携も視野に入れるべきである。

また、DV被害者にとっての就労は、上記の経済的な自立を図る手段としてだけでなく、自分の自信を取り戻すことにもつながるため、心のケアの面からも重要な意味をもっている。このため、このような面からも、札幌市は就労支援に積極的に取り組むべきである。

一方、こうした取り組みについては、行政のみの支援では限界があることから、就労の場の開拓や就労への助言など先駆的に幅広い活動を行っているNPO等民間団体との連携、協力を図り、多角的な視野からの支援を進めることが望ましい。

[基本的な対策]

- ① 被害者を雇用する企業の確保の検討
- ② 企業が被害者に支援しやすい環境づくり
- ③ 被害者の就労、技術習得への支援
- ④ 就労関係機関との連携

2 子どものいる家庭への支援

DVのある家庭では、身体的暴力、暴言・罵倒などの精神的暴力や養育の放棄・怠慢など子どもへの暴力が行われている可能性があり、加害者から子どもへの暴力のみならず、被害者の心理的な不安定さに起因する子どもへの影響も懸念されるため、早期の対応が必要である。

また、直接の暴力などを受けていなくても、親同士の暴力を目撃することによる子どもへの影響は非常に深刻である。そのような環境で育った子どもは、強い恐怖感、暴力を止められない無力感など精神的に大きなダメージを受けることもあり、成長しても人間関係がうまく築けないなどの影響が出る場合がある。

^{*15} 「就業サポートセンター」

構造改革特区の活用により、職業相談や各種セミナー、カウンセリングなどを札幌市とハローワーク、民間の職業紹介事業者とが一体となって中高年の女性など再就職や起業などを支援するための施設。

^{*16} 「母子家庭等就業支援センター」

個々の家庭状況や就業経験等に応じて、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会、就業情報の提供、

このため、こうした子どもへの暴力が疑われる場合は、児童相談所等の児童虐待対策機関^{*17}との連携が不可欠であり、子どもの福祉の観点から子どもの支援機関とDV被害者の支援機関とが共通の認識を持ちつつ対応する仕組みを構築すべきである。

次に、子どもへのケアを行う場合は、まず最初に、DVの相談に関わる機関と子どもの相談に関わる機関が被害の実態を共に把握し、状況を判断したうえで、適切に対応する必要があるが、子どもを扱える医療機関や心理の専門機関は非常に少なく、最近、問題意識を持っているところはかなり増えているものの、きちっとした対応ができていないというのが現状である。このため、関係機関が共通の認識を持って対応するために、子どもの発達段階に応じたケア・プログラムの開発をすべきである。その開発に当たっては、危機介入時点からの保健・医療、福祉、教育等の関係機関・施設との連携を前提にするとともに、実施に当たっては、被害者である親へのケアも視野に入れる必要がある。

さらに、DVにさらされた子どもは、被害者に対しても複雑な感情を抱いている可能性があるといわれている。その状況を、専門的な見地から的確に判断し、場合によっては、子どもを児童相談所で一時保護するなど、親子にとって最善の対応を適切に行い、継続して親子間の調整を図っていく一方、被害者に対しては、子どもとの関わり方や子育て等について、きめ細かな助言、指導を行うなど親子を同時に支えていく必要がある。

〔基本的な対策〕

- ① 児童虐待対策機関との連携の検討
- ② 子どもに対する各種サポート（医療、メンタル等）体制の検討

3 加害者への対応

現在のDV対策は、被害者の救済に重点が置かれていて、加害者対策は講じられていない。このような現状では、暴力は繰り返され、被害のさらなる拡大を招くことになることから、加害者の暴力を抑制するために加害者の取締りの徹底が重要であることは当然のこととして、加害者更生のための対策も、今後のDVの防止対策として重要な課題である。この加害者の更生に対する行政の取り組みは、DV対策全体の中での意義、位置付け、施策の優先順位について検討するとともに、被害者、その子ども及び支援者の安全の確保、被害の防止など、被害者支援の視点からの検討が不可欠であり、目的、対象、手法、体制などについて整理したうえで、その内容を明確化する必要がある。

そのための一つの手段として、暴力が犯罪となる行為であることの位置付けを前提にしつつ、再発防止、更生の

職業斡旋等の一貫した就業支援サービスを提供することなどを目的に平成15年（2003年）10月に開設。

^{*17}児童虐待対策機関

児童虐待についての予防から救済までの各段階におけるサポート体制に関わる民間、警察、行政などの関係機関をいう。

ためのプログラムを加害者へ提供することや、その効果の検証が望まれる。また、プログラムを実効あるものとするために、この実施主体と警察、裁判所等との連携体制の構築が必要である。さらに、自らの暴力に自覚のない加害者やプログラムに参加できない加害者に対する対応も必要となってくる。

このため、加害者更正プログラムの研究開発に積極的に取り組みDV対策の仕組みとして位置付けるよう、国に要望すべきである。

さらに、刑事司法制度における取り組みとして、起訴猶予処分を受けた者、有罪判決を受け社会内更生を行っている者、実刑判決を受け矯正施設に収容されている者等への更生プログラムの実施や、DV対策の一環として加害者に対する更生プログラムの実施を配偶者暴力防止法に位置付けるなど、司法制度全般での取り組みについて国に要望していくべきである。

〔基本的な対策〕

- ① 実効ある加害者更生プログラム及び実施体制の整備を国へ要望

4 未然防止のための普及啓発

(1) 早期発見・気づきのシステムづくり

DVは家庭という私的空間で起こるため、発見されにくく、被害が潜在化しやすい。また、暴力は繰り返され、次第に激しくなる傾向が見られるため、暴力を受けている期間が長期にわたるほど被害者や子どもに与える影響が大きい。

こうした特性を持つDVの早期発見が期待できる場所に、医療機関がある。このため医療相談や診療など被害者と初期段階で接する可能性の高い場となる医療機関に従事する医師その他の医療関係者は、被害者の発見及び情報提供や積極的な助言などが求められる。なお、医療関係者が業務を行うに当たってDV被害者を発見した場合の配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対する連絡は、配偶者暴力防止法第6条第3項により守秘義務違反に当たらないとされているので、被害者の同意を原則とした連絡を促すとともに、生命や身体に重大な危害が差し迫っている場合には、同意がなくとも積極的な連絡が望まれる。

また、乳幼児等の健診・子育て相談などを行う保健センター、保育所、幼稚園、学校なども発見の場として期待できる。このため、こうした機関では、被害者が相談に訪れるのを待つばかりでなく、日常的に積極的な情報収集等に努める必要がある。

また、身近な地域社会の中での発見対応には、地域の中で常に住民の立場に立った活動を続けている民生委員・児童委員、とりわけ主任児童委員など地域に根付いた人の果たす役割が大きいので、民生委員を所管している部署からDV所管の部署への情報提供が望まれる。幸いにして、札幌市には男女共同参画サポーター及びリーダー

養成講座を終了した男女共同参画社会の実現に理解のあるサポーター等がいることから、こうした人材を有効に活用、配置するなど体制を整備して、地域に根差した活動と、地域特性を生かした協力体制の仕組みを構築すべきである。

さらに、上記以外の日常生活で関わりを持つ地域の人々が発見・気づきの目を持ち、発見した場合は抱え込むことなく、速やかに関係機関に連絡してもらうことが有効である。このため「発見―連絡―連携による支援」の流れを地域の幅広い人々に定着させるため、配偶者暴力防止法についての正しい知識を周知、徹底すべきである。

また、こうした発見・気づきのシステムを有効に機能させるためには、行政機関は、DVを発見する可能性のある医療機関をはじめとした関係者に向けて幅広く研修を行うとともに、連絡を受ける可能性のある機関は、具体的な対応方法など機関同士の連携構築に努めるべきである。

(2) あらゆる暴力の防止

DV根絶に向けては、まず、行政が、DVは犯罪となる行為であるとの認識を深めるため、日常生活のあらゆる場で禁止に向けた普及啓発、情報提供を積極的に行うことは当然のこととして、さらに地域のさまざまな人と一体となって取り組む必要がある。その際には、まちづくりや子どもの健全育成などを活動の目的に掲げているNPO等の市民活動団体や職場、学校、PTAなど地域の構成員、さらにはこうした活動に賛同する企業などとも連携を図っていくべきである。

DVの特質として地域社会から孤立している家庭に暴力が起りやすいといわれている。こうしたケースへの対応としては、子育て相談、各種の保健事業などを通じた子どもや家庭への援助、指導を進め、暴力の発生を未然に防止することや、子育てグループなどの地域活動への参加を促すなど、孤立を事前に防ぐような働きかけが重要となってくる。

このため、家族の中で起こるいろいろな問題が深刻化する前に手を差し伸べ、家族を支えることが暴力の防止につながるという観点からの普及啓発活動が強く求められる。

さらに、加害者の再教育を行うには相当な時間と労力を要することや、あらゆる暴力の未然防止の視点からも、学校教育において暴力の根絶に向けた人権教育の充実を図る必要がある。

〔基本的な対策〕

- ① DV根絶宣言の検討
- ② 学校教育における男女の相互理解を深めることを含む人権教育の推進
- ③ 暴力根絶に対する社会的認知を高める普及啓発
- ④ DVの早期発見、未然防止のための体制の検討
- ⑤ 連絡体制を整えるため各機関の守秘義務等の制約解除を国及び関係機関へ要望

⑥ 地域に根ざしたサポーター等の支援体制の検討

5 関係機関との連携機能等

DV被害者やその子どもに対する支援は、多くの機関が暴力の予防と防止、危機介入、事後的ケアなどそれぞれの場面に応じて適時・適切な支援が最良の方法によってなされる必要がある。そのためには、各機関が互いの機能と役割を明確にし、相互に協働していく必要があり、具体的な連携・ネットワークの構築に当たっては、機動性があり先駆的な活動を行っている民間のシェルター、相談機関、NPO等の団体も含めた広がりのあるものとするのが望ましい。また、これらの連携・ネットワークシステム構築後は、そのシステムが有効に機能するように工夫を重ねるとともに、その実効性について検証する必要がある。

一方、こうした連携をより効果的に進めるために、各機関で支援に携わる相談員、保健医療関係、法律関係などそれぞれの分野において、熟練した専門職員の養成が必要である。

また、関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者からの苦情の申出を受けたときは、これを誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて職務の執行の改善に反映するとともに、処理結果について可能な限り申立人に対する説明責任を果たすことが望まれる。

〔基本的な対策〕

- ① 札幌市女性への暴力（家庭内暴力）対策関係会議の拡充と連携の強化
- ② 母子家庭関係機関及び児童虐待関係機関との連携の強化
- ③ 相談員等関係専門職員の確保
- ④ 総合DV対策組織（体制）の検討

6 行政機関（国・北海道・札幌市）と民間の役割

札幌市内には、国、北海道、札幌市及び民間が関与するDV及び子どもに対する虐待関連の関係機関は複数あり、暴力の防止、一時保護などそれぞれの場面で適切に対応しているが、各機関が互いの機能と役割が明確になっていないし、相互に協働しているとは思われない。また、行政機関は組織の性質上、DVに関するセクションを有し、普及啓発、一時保護などを実施しているものの、そのスタッフとなる担当職員は人事異動等が繰り返されることから、専門職員化するには難点があり、施策の弾力性や機動性に欠ける点も否めない。その点、民間シェルター、NPO等は、機動性に富みかつ専門職員化が可能になるが、しかし運営組織は弱い面がある。

このようなことから、各行政機関と民間シェルター等の団体が連携・ネットワーク化が図れるように、官民の役割分担と協力関係を整理し、効率的、機能的な体制を検討し、目指すこととする。

(1) 国の基本的役割

国は、北海道を越えた全国レベルの広域的な連携体制を構築するため調整機能を果たすべきである。また、自立支援の促進をはじめとした各種現行法制度の改善やDV対策のより一層の効果を高めるために、加害者に対する「加害者更生プログラム」等加害者対策の検討を引き続き行うことや配偶者からの暴力の実態把握や被害者の自立支援に関する精神医学的・心理学的観点からの調査研究など自治体レベルでは困難な取り組みを技術的に支援するといった、北海道や市町村へのバックアップ機能を果たすべきである。

(2) 北海道の基本的役割

平成16年(2004年)12月2日に改正配偶者暴力防止法の施行と同時に国から示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)」(以下「基本方針」という。)の都道府県の役割を踏まえ、北海道においては、現行の北海道立女性相談援助センターの機能を維持しつつ、北海道を中心とした道内の広域的な連携体制を強化すべきである。とりわけ、福祉、保健・医療、司法、警察、児童福祉の分野において幅広く専門機関や職種との広域的な連携の強化を図るとともに、他都府県・市町村・民間との連携のあり方について検討すべきである。

また、困難な問題を多く抱えた被害者等に対して、北海道立女性相談援助センターのより専門的な機能を活用した支援などを拡充すべきである。一方、市町村の相談員等職務関係者の資質の向上に役立つ具体的な事例対応の情報提供、専門的な研修の実施などのバックアップ機能の充実などが求められることから、北海道は、講師養成、系統的な研修体系の構築など、より高度で専門的な研修体制の拡充を図り、市町村のバックアップ機能の充実に努めるべきである。

(3) 札幌市の基本的役割

被害者にとって市役所や区役所は、身近で相談に行きやすい窓口であり、被害者の自立支援に当たっては多くの福祉サービスを提供している。このため、被害者とその家族がいかなる場所であっても地域社会の中で、こうした行政サービスを享受しながら解決を図っていくことが最も現実かつ効果的であり、今後、被害者の支援において、市役所や区役所の果たす役割がますます重要となる。

現実に各区保健福祉部の母子・婦人相談及び札幌市男女共同参画センターの各種相談は、日頃から女性の相談窓口として様々な相談を受けており、被害者にとって親しみやすい窓口となっている。また、各区保健福祉部は、被害者に必要な多くのサービスを提供するとともに、他機関との連携の中核となっている。このため、今後センター機能を有する窓口が中心となって、各区保健福祉部をはじめ、地域の保健医療機関、教育機関など関係機関とのネットワークの再構築を図るべきである。具体的には、それらの関係機関職員及び相談員等に対してセンター機能を有する窓口職員がDVに関する認識を深めるための連絡会議の開催や研

修などを実施するべきである。

また、札幌市児童相談所は、子どもに関するあらゆる相談や一時保護などを行い、虐待防止ネットワークの中核ともなっているなど、子どもへの虐待とDVとは関連性も高いことから、今後、児童相談所との連携を一層強め、相互にDVの問題にも対応できるよう被害者支援の関係機関と連携して取り組むべきである。

(4) 民間の基本的役割

相談窓口としては、弁護士会をはじめ北海道被害者相談室、北海道マリッジ・カウンセリングセンター、駆け込みシェルター運営委員会、北海道子ども虐待防止協会があり、相当件数のDV相談を受けている。また、一時保護施設としては駆け込みシェルター運営委員会がある。

こうした相談機関は、被害者への第一線での相談窓口機能や市民への普及などにおいて欠かせない役割を担っている。また、一時保護施設としては、この民間シェルターを含め市内に3施設しかないことを考えるとさらに重要な位置を占めている。

したがって、相談、一時保護機能を今後とも維持継続してほしい。また、今後のDV対策を効果的に進めていくには、北海道あるいは札幌市が中心になって連携を強化する必要があるが、こうした民間団体等も拡充・強化した体制に積極的に参画・協力することが望ましい。

7 配偶者暴力相談支援センターのあり方

配偶者暴力防止法では、第3条第2項で、「市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。」と規定し、配偶者暴力相談支援センターを市町村が設置することは任意とされている。

都道府県においては設置することが義務付けられており(同条第1項)、北海道では、男女平等参画推進室、北海道立女性相談援助センター及び各支庁(環境生活課)に設置し、一定の役割を果たしている。

しかし、これまで検討してきたように、今後DV施策を効果的に推進していくためには、札幌市としても配偶者暴力相談支援センターを設置し、その機能を果たすことが必要不可欠であると考えられる。

(1) 札幌市が設置する配偶者暴力相談支援センターの役割

配偶者暴力相談支援センターの業務は、配偶者暴力防止法(第3条第3項各号)に掲げられているが、このうち一時保護については、婦人相談所が行う(同条第4項)こととされており、この相談所の主体は都道府県であることから、札幌市が配偶者暴力相談支援センターを設置する場合、法上の一時保護の部分はその業務内容から除外されることになる。

そこで、札幌市においては5つの機能のうち、特に「相談」及び「自立支援」を果たすべき主要な機能と位置

づけ、他の市内相談機関、その他関係機関との連携によるDV被害者の総合的な支援体制づくりの拠点を設置する意義は充分にあると考える。

札幌市が設置する場合、設置する場所、窓口の体制と業務内容が問題となる。これまで述べてきた課題や施策の方向性の議論において、DV被害者の効果的な支援に当たっては、5つの機能を総合的かつ機動的にコーディネートすることが配偶者暴力相談支援センターの中核的な機能として必要とされており、したがって、そうした業務を担うDV被害者支援コーディネーター（以下「DVコーディネーター」という。）を配置することが必要である。

ア 設置場所及び窓口体制

札幌市が設置する配偶者暴力相談支援センター（以下「市相談支援センター」という。）の設置に当たっては、相談窓口を持つことがその機能の1つでもある。

市内の相談機関は、各区の保健福祉部をはじめとして平日の日中の時間帯のみ開いている場合が多く、夜間及び土・日・祝日の日中については対応していないが、特に、緊急時以外であっても土・日に相談窓口を設けることへの潜在的なニーズは多いと考えられる。そこで、このような時間帯においても来所又は電話による相談ができる体制を持つことが必要である。

以上のことから、設置場所としては、被害者の利便性を考慮し、相談に行きやすい、交通至便な場所とすることが適当である。

イ 業務内容

市相談支援センターの業務としては、まず、相談をはじめとして、自立、保護命令制度の利用に関する情報提供、助言など、一時保護を除く配偶者暴力防止法に掲げられている業務のほか、市内における相談・一時保護機能保有機関への業務支援を行うことが挙げられる。

次に、これらの業務を効果的に実施するための各種ネットワークの形成が挙げられる。各区保健福祉部（児童・母子福祉関係）や児童福祉総合センター（児童虐待関係）など、札幌市関係部署との一層の連携を図ることはもとより、市内におけるDV対策に関係のある行政機関及び民間団体による「札幌市女性への暴力（家庭内暴力）対策関係機関会議」の拡充及び連携の強化、さらに、北海道の配偶者暴力相談支援センターを中心とした広域的な連携・協力体制を推進することが考えられる。

また、DVの早期発見や未然防止のため、地域、家庭、学校、企業などに向けたDVに関する教育・啓発活動を企画し、実施すること、及び相談等の業務の充実や質の向上を図るためのスタッフの養成や研修プログラムの開発、業務マニュアルの作成などを行うことが必要である。

ウ DVコーディネーターの役割

市相談支援センターの機能を効果的に果たしていくためには、業務が機動的にコーディネートされることが必要である。DVコーディネーターは、業務の統括、調整を行い、被害者の状況に応じて相談から自立支援まで一貫した対応が図られるよう支援業務を実施していくもので、市相談支援センターの機能の中心的な役割を担うこととなる。

(2) DV被害者の総合的な支援体制の確立に向けて

DV被害者の効果的な支援、とりわけ自立に向けた総合的かつ継続的な支援を被害者の状況に応じて行っていくためには、市相談支援センターをはじめとする行政機関中心の対応だけでは限界がある。

被害者は、精神的・心理的被害を受けていることが多く、自立に当たり身近な地域社会の中での長期的、継続的な支援が望まれることは言うまでもない。自立を長期的に支援していくには、被害者が日常生活で直面するさまざまな問題に対して解決への手助けや助言が身近な場所で得られることや、地域から被害者とその家族を孤立させないような日常生活上の支援や継続的な見守りが必要である。しかし、このような体制を整備していくためには行政や専門機関だけでは到底困難であり、被害者の生活圏においてそのニーズに応じた支援を組織的に行うボランティア等の関わりが欠かせないものとなってくる。

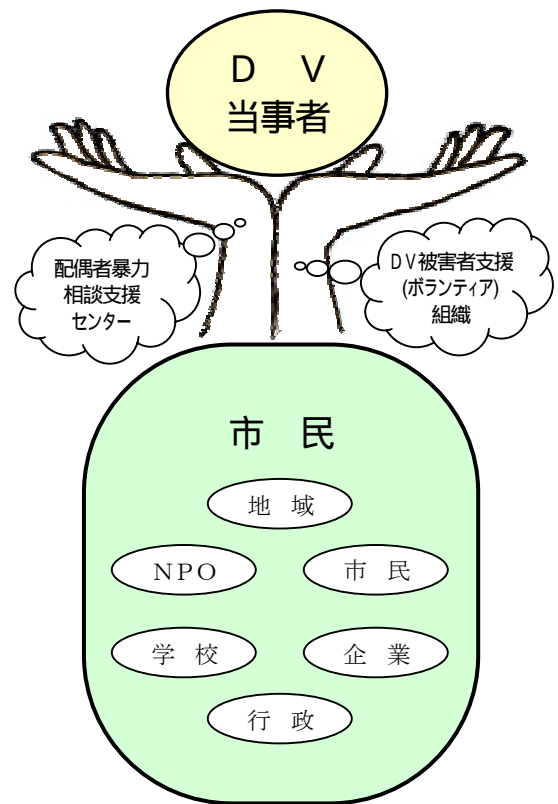
そこで、将来に向けて、市相談支援センターの機能を市民の側から支えるものとして、DV被害者を支援するボランティアを募集し、育成していくとともに、市相談支援センターとの連携の中で、ボランティアがそれぞれの地域において被害者の支援をはじめとして、DVの早期発見や未然防止のための普及啓発活動などを体系的に行えるよう組織化していくことが、中・長期的な観点から必要である。

ア DV被害者支援（ボランティア）組織のあり方

DV被害者支援組織は、市相談支援センターの機能を補完するものとして、相談業務など市相談支援センターと緊密な連携のもとで業務を行うほか、既存のDV関係機関では行い得ない被害者の状況に応じたきめ細かな支援を行うこととなるが、そのためには以下の機能を保有し、相互に連携を取りながら発揮していくことが必要である。

まず、相談及び一時保護を支援する機能として、相談やカウンセリングのほか、保護命令申立て、離婚手続

【DV被害者の総合的な支援体制のイメージ】



等に関する法的な相談、助言、子どもへの虐待、教育問題への支援などが考えられる。これらの多くは専門的な資格、技術を持ったスタッフが必要であるが、その配置については、相談機関、医師会、弁護士会、教育機関、NPO等の協力を得ることが必要となる。

次に、自立を支援する機能として、主に就業や住宅確保への支援及び経済的な支援が考えられる。これらは、被害者が自立して生活を始める基盤となるものであり、被害者個々の事情に合わせて求職活動や資格取得、住宅確保に関する助言等を行ったり、生活保護、各種手当・貸付金等の経済的支援に関する諸制度の活用への助言、手続の補助などを行うことが必要である。

さらに、被害者一人ひとりの状況に応じた支援メニューを提供する機能が考えられる。例えば、相談機関への同行や病院への付き添い、買い物の補助や話し相手など、相談から自立に至る生活のさまざまな場面における支援を適切に行っていく。こうした活動は、主に被害者が生活する地域のDV被害者支援ボランティアが担うことが重要と思われる。前にも述べたように、札幌市には男女共同参画サポーター及びリーダー養成講座を修了したサポーター等があり、今後こうした人材を育て、有効に活用していくことが期待される。

また、DVの未然防止のための普及啓発についても、これら地域のボランティアが市相談支援センターと協力して効果的に行う仕組みをつくり上げることが必要である。

加えて、加害者の更生を支援する機能が考えられるが、前述したとおり、現状は、国においても加害者の更生、再発防止のプログラム開発等が研究の途上にあり、当面の実施は困難である。しかしながら、将来において実施できる体制が整備されれば、こうした支援も含めて他の業務と連携して行っていくことが必要である。

また、このようなボランティア組織が自立し、被害者への支援活動を継続していくためには、行政はもとより、地縁団体、市民活動団体、学校、企業等さまざまな場面における市民の有形、無形の支援が欠かせない。そのためにも、被害者の支援活動を行うことと並行して、支援活動のPR、人材募集、資金や物品等の寄付の要請その他の活動を行っていくことが重要である。

イ 市相談支援センターとの関係

DV被害者支援組織を円滑に運営するために、「ボランティア・コーディネーター」を置き、DVコーディネーターと連携を取りつつ、被害者支援業務の実施に当たって連絡・調整を行うほか、ボランティア・スタッフとなる人材の募集及び育成を行い、市相談支援センターと協働して支援活動を効果的に進めていく必要がある。

このようなボランティアによる支援組織が設立され、市相談支援センターと一体となってDV被害者への支援を行っていくことは、一朝一夕に可能になるものではなく、本答申においても中・長期的な展望として示したもの

である。

この構想の実現に当たっては、可能なことから始めて、部分的、試行的な実施を繰り返し、実績を積み重ねながら確実に進めていくことが望ましい。